

長生村子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

概要版

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」



平成27年

長生村

はじめに

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援量の拡充や質の向上を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートすることになりました。

村の人口は減少傾向で、子どもも減少が予測されています。しかし、出産後も働き続ける女性の増加、働きに出ざるを得ない母親たちの増加、女性の社会参加を支える取り組み等により、保育ニーズは高まる一方です。

子育てをしながら働けるような環境づくりを進めていくために、子ども同士が一緒に遊び共に育つ場としての保育施設・保育環境等の整備が求められています。安心して子供を生んで育てる健全な環境を作りたいと考えます。

そのため、村では子ども・子育て支援事業計画と次世代育成推進法の10年延長をうけ、次世代育成推進計画も継承して、本計画に盛り込むこととしました。

この計画では、保育施設の老朽化や少子化、そしてニーズ調査を踏まえて、教育内容の充実を図るため、認定こども園への移行を課題として検討していきます。

多様化する保育ニーズに応え、全ての子どもたちが笑顔で成長し、全ての家庭が子育ての喜びを感じられるために、「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の実現に向け、この計画に取り組んでいきたいと考えます。

平成27年3月

長生村長 小高 陽一

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、少子化の進行や世帯規模の縮小による家族構成の変化や人間関係の希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

このような社会の変化に対応して、国では平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、少子化対策としての総合的な子育て支援を進めてきました。

しかし、子ども子育てをめぐる環境は、社会情勢とともに急激に大きく変わりつつあります。

このため政府は、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、続いて新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始め、その後、平成24年には、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

に取り組むこととなっています。

本村でも、『子どもは、次の時代を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備していくためには、地域社会全体で子育てを支えていくことが重要である。』という認識は、次世代計画『平成21年度に1市5町1村で策定した「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」』策定時から変わりませんが、この計画の期間満了に伴い、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備し、「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の実現を目的に、「長生村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

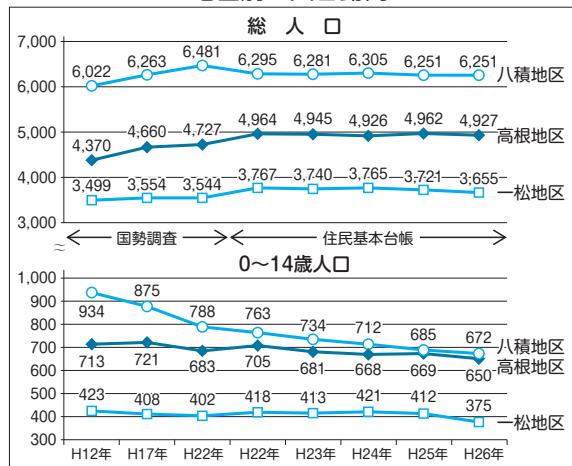
子どもを取り巻く状況

児童数の推移

本村の中学校以下（0～14歳）の児童数は減少傾向にあり、平成26年4月1日現在1,697人です。平成12年と比較すると373人減少しています。

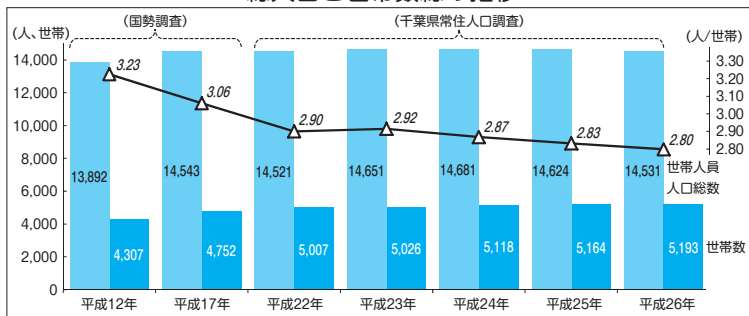
村の総人口も減少傾向にあります。14歳以下の人口はそれ以上の勢いで減少しているため、対総人口比は、年々低下しています。

地区別の人口動向

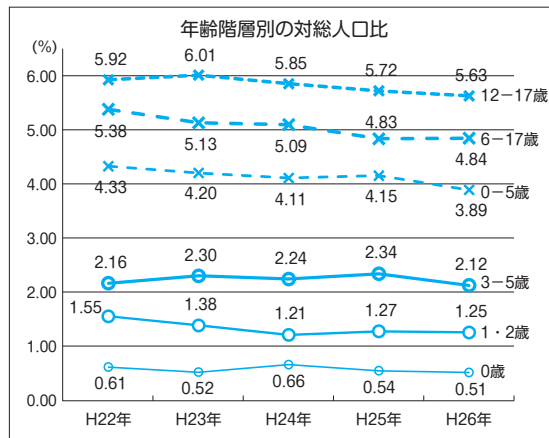


※ 国勢調査：10月1日現在 住民基本台帳：4月1日現在。

総人口と世帯数総の推移



年齢別子ども人口の推移



0～14歳の人口総数

調査年	人口総数
H12	2,070
H17	2,004
H22	1,873
H23	1,886
H24	1,828
H25	1,801
H26	1,766

保育所の在籍児童数の減少と施設整備の必要性

村内の保育所の在籍児童数は、平成23年には381人いたのが26年には339人に減少しており、平成27～35年を推計すると、27年の362人が31年には321人へと約40人減少すると予測されます。

保育所別には高根保育所は若干の減少ですが、八積と一松の保育所の減少は大きくなっています。

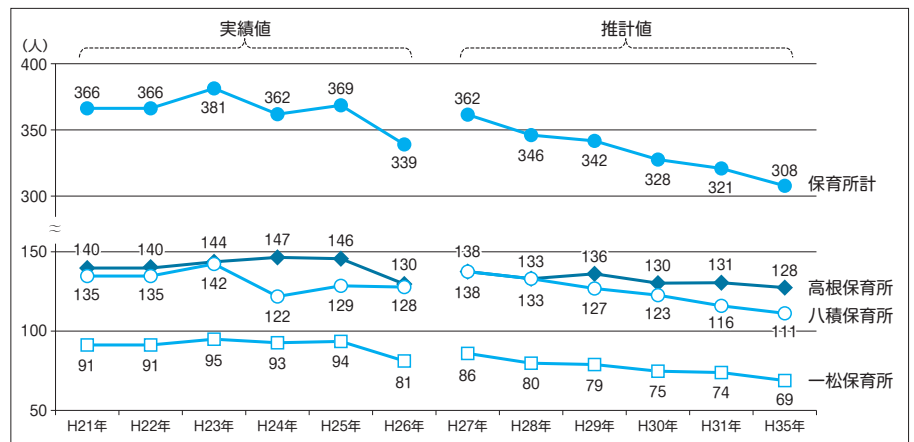
また、最も新しい高根保育所を除いて、八積と一松の保育所は築40年に近く、特に一松保育所は、本計画の目標年の平成31年には築43年を経過することになります。

加えて、一松保育所は、千葉県津波シミュレーションでも浸水地域となっており、津波対策を実施するため、別の場所に施設を移転する必要があります。

一方、「幼児教育の充実」への強い村民ニーズの存在と、3保育所が他の自治体の幼稚園の機能も果たしていることを考慮すると、施設の移転更新に際しては、「認定こども園」とすることが最も適切と考えられます。

そのため、平成27年度から保育所検討委員会を立ち上げ、協議を始めます。

村内保育所の在籍児童数（0～5歳以下）の推移



保育所の建築状況

	建築年		2019年(平成31年)までの経過年
	新築	増築	
八積保育所	1979年(昭和54年)		40年
高根保育所	1991年(平成2年)	2004年(平成16年)	～28年
一松保育所	1976年(昭和51年)	1985年(昭和60年)	～43年

計画の基本的な考え方

基本理念

本村では、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育て子育てを支援する地域社会づくりを目指し、

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」

を基本理念とした、子ども・子育て福祉の推進に取り組みます。

また、基本理念を基本的な考えとして、この計画を推進するために従来の次世代育成支援行動計画を継承するなかで、基本目標と施策の体系を定めました。

基本目標

本計画は、新たに始まる「子ども・子育て支援事業」の計画であるので、子どもの成長段階に応じて、4つのライフステージに区分し、それぞれのステージ毎に基本的な目標を設定しました。

【ステージⅠ 妊娠・出産期】

- 本村では、子育てに関する相談支援体制の充実及び出産・子育てに関する情報提供の場の拡充に努め、様々な悩みを抱える妊婦や夫からの相談に応じた支援を図るとともに、仲間づくりを推進し、家族の支え合いや夫の子育てへの参画を促進します。
- 医療機関との連携を図り、安心して出産を迎えることのできる医療体制の充実を目指し、妊婦健康診査・歯科健康診査等の受診の勧奨や健康相談・保健指導などを実施し、妊婦及び子どもの健康の保持・増進の機会の提供を図るとともに、食生活について正しい知識を周知することで、安心安全な出産を支援します。

【ステージⅡ 子育て・乳幼児期】

- 担当窓口及び子育て関係機関での対応を充実していくとともに、子育て世代のコミュニティの形成や子育て教室等を通して「家庭(家族)での子育て」の重要性を提案していきます。
- 各種健診等とおとした乳幼児及び保護者のサポート体制を引き続き維持し、今後のニーズに応じた事業の拡充等、運営方法を検討します。
- 様々な子育て支援や子育てニーズに沿った多様な保育サービスの提供体制の充実・周知を図るとともに、対策・事例等の情報を提供できる環境を整備し、家庭での事故の防止、安全に子育てできる環境づくりに取り組みます。

「ステージⅢ 子育て・学童期」

- 本村では、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う保育ニーズの高まりに応じて学童保育所における一時預かりの実施等に取り組み、子育て世帯の支援を促進します。
- 引き続き関係機関との連携を強化し、安全教室・講話、訓練を実施し、保護者・事業者などへの情報の周知の徹底と子どもの安全を守るための施策を実施します。
- 食生活の管理を習慣づけることができるように、食への教育に取り組み、アレルギーのある子どもへの対策、教育関係者や保護者などへのアレルギー知識の留意点の情報提供、などに取り組みます。

「ステージⅣ 各種施策の推進のために」

- 様々な悩みをもつ保護者に対し、適切な情報を提供できる支援体制を構築し、総合的な子育て支援環境の整備を図り、基本理念である「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の推進に向けて、各施策・事業に取り組みます。
- 各ステージの子ども・子育て支援事業の補完や国・県と連携し、各施策の推進を行います。

施策の体系

健やかで安心な子育てができるまち 長生

各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業

1. 子ども・子育て支援給付

[・施設型給付 ・地域型保育給付]

2. 地域子ども・子育て支援事業 [13事業]

- ① 利用者支援に関する事業 **新設**
- ② 延長保育事業（時間外保育事業）
- ③ 学童保育（放課後児童健全育成事業）
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ 病児保育事業
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新設**
- ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **新設**
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑬ 妊婦健診

各論Ⅱ 子ども・子育て支援施策 [次世代育成支援対策地域行動計画]

1. 地域における子育ての支援

- ① 子育て支援のネットワークづくり
- ② 児童の健全育成
- ③ 経済的支援の充実

2. 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

- ① 次世代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑤ 子どもの権利づくりの推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ① 良好な住宅と居住環境の確保
- ② 豊かなまちづくりの推進等

5. 仕事と家庭の両立の推進

- ① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等
- ② 仕事と子育ての両立の推進

6. 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

各論Ⅲ 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

2. 住民への意識啓発の推進

基本施策と今後の取り組みー子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）**新規**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

標記事業は国の新規補助事業ですが、本村では、標記事業に該当するものとして、現在「子育て相談」を一松保育所で、「おしゃべりひろば」を保健センターで開催しており、今後も内容の充実に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

幼児及びその保護者の相互交流の場所の開設と、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

標記事業に該当するものとして本村では、現在「子育て相談」を毎月3回、「おしゃべりひろば」は、0～5歳児対象に月に16回、内0歳児専用日を毎月2回実施しており、今後も内容の充実に努めます。

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。本村では標記事業を3保育所で実施しており、今後も内容の充実に努めます。

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本村では、1保育所で標記事業を実施しており、今後も内容の充実に努めます。

(5) 子育て短期支援事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本村に児童養護施設はないので、村内では実施していませんが、利用の必要が生じた時には施設を紹介するなど、適切に対応しています。今後も充実に努めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本村では、保健衛生推進員が担当し、家庭訪問に取り組んでいます。今後も内容の充実に努めます。

(7) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本村では、標記事業を隣接する白子町の医療機関に委託して実施しており、今後も内容の充実に努めます。

(8) 学童保育（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本村では、3小学校に対して5施設（高根小学校の空き教室利用を含む）が整備されており、小学校の高学年も既に受け入れています。今後も内容の充実に努めます。また、学童の一時保育事業も平成27年度から開始します。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業。なお、国では出産までに14回程度の受診を推奨しています。

本村では、保健センターで母子健康手帳を交付する際に妊婦への妊婦健康診査受診の指導や手続きの説明、助言を行っています。平成24年から全ての妊婦健診の費用を村で補助しており、今後も内容の充実に努めます。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本村では、標記事業を実施していませんが、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診において育児負担の状況把握をしており、適切な養育支援の実施に努めます。

(11) 虐待防止対策連絡協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

要保護児童とは、ひとり親家庭の児童や障がい児、虐待から保護されるべき児童等の何らかの社会的な保護が必要とされる児童を指します。

本村では、平成18年に「虐待防止対策連絡協議会」を設置し、虐待の防止や被害児童の保護に取り組んできました。また、母子保健事業を強化し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診における育児負担の状況把握を通じて今後も虐待の発生予防に努めます。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では、現在標記事業は行われていません。しかし、計画中の認定こども園への移行が実現した際には、施設や人材も充実するので、センターの設置についても取組を検討します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

詳細については国で審議中のため、今後国の状況を踏まえて検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

詳細については国で審議中のため、今後国の状況を踏まえて検討します。

基本施策と今後の取り組み－次世代育成支援対策地域行動計画

1. 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とネットワークの形成を促進する等、地域連携による子育て支援体制の確立に努めます。

- ① 子育て支援における関係機関との連携
- ② 子育てガイドブック等の作成
- ③ 保育サービスに関する情報提供

(2) 児童の健全育成

子どもたちが自主的に自由に遊べる安全な居場所づくりと、健全育成の促進に努めます。

さらに、少年非行、子育て支援、引きこもりや不登校対応等において、地域ぐるみの支援に取り組みます。

- ① 児童・生徒のための放課後の居場所づくり
- ② 子どもの遊び場（児童遊園）

- ③ 家庭児童相談事業
- ④ スクールカウンセラー配置事業
- ⑤ 公民館・文化会館等の活動の推進
- ⑥ 図書室活動の推進
- ⑦ 子ども読書活動の推進
- ⑧ 歴史資料室活動の推進
- ⑨ 不登校対策の整備

(3) 経済的支援の充実

子どもを持ちたい親の願いが十分かなえられるように、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

- ① 保育料の減免
- ② 児童手当の支給
- ③ 子ども医療費助成
- ④ 奨学資金貸付制度の設置
- ⑤ 就学援助制度

2. 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

安全・快適に妊娠・出産ができ、乳幼児が心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

- ① 母子健康手帳等の交付
- ② 妊婦健康診査の実施
- ③ ママパパ教室の開催
- ④ 新生児・妊産婦訪問指導
- ⑤ 乳幼児訪問指導の実施
- ⑥ 乳幼児健康診査の実施
- ⑦ 乳幼児の育成指導事業の実施
- ⑧ 歯科健康診査等の実施
- ⑨ フッ化物洗口事業の実施
- ⑩ 子育て教室の開催
- ⑪ 予防接種の実施
- ⑫ 保健衛生推進員（母子保健関係）の活動
- ⑬ 母子保健事業の情報提供
- ⑭ 外国人親子の支援
- ⑮ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

(2) 食育の推進

食を通じた健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりが促進されるよう、努めます。

さらに、地元産物や子どもたちが自ら作った米・野菜等を学校給食に使用したり、伝統的な料理に触れることで、豊かな食文化の継承に努めます。

- ① 離乳食指導
- ② 保育所給食の推進
- ③ 学校給食の推進
- ④ 保健衛生推進員（食生活改善推進員）の活動

(3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもに対して、正しい性知識の普及を図るとともに、専門機関等への相談を勧めます。

- ① 心の健康に関する情報提供・知識の普及
- ② 保護者への情報提供
- ③ 性についての正しい知識・男女の相互理解の普及
- ④ 未成年者の健康影響についての教育推進

(4) 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、地域医療体制の整備を検討していきます。

- ① 地域医療体制の整備
- ② 休日・夜間医療体制の整備
- ③ 第二次救急医療体制の整備

3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

(1) 次世代の親の育成

子育ての楽しさ、子どもを生み育てることの意義に関する効果的な教育・啓発に取り組みます。

- ① 学校教育における男女共同参画の推進
- ② 男女の出会いの場づくり

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境等の整備に努めます。

1) 確かな学力の向上

- ① 学校基礎学力向上の推進
- ② 総合的な学習充実支援事業
- ③ 国際理解教育の拡充

- ④ 情報教育の充実
- ⑤ 福祉教育の推進
- ⑥ 障がい児教育(学級)の充実
- ⑦ 子ども読書活動の推進

2) 豊かな心の育成

- ① 道徳教育の充実
- ② 多様な体験活動の推進
- ③ 生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止

3) 健やかな体の育成

- ① 運動部活動の支援
- ② 小児生活習慣病の予防
- ③ 口腔の健康管理

4) 信頼される学校づくり

- ① 学校運営の充実
- ② 学校支援ボランティアの活用
- ③ 少子化に伴う施設の有効活用
- ④ 学校評議員制度の活用
- ⑤ 学校施設の整備
- ⑥ 教職員の研修の充実
- ⑦ 安全管理の推進

5) 幼児教育の充実

- ① 認定こども園への移行
- ② 職員の資質の向上
- ③ 教材・教具の整備及び施設の整備維持管理
- ④ 保育所と小学校の連携

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

1) 家庭教育の支援の充実

- ① 子育て学習講座事業の推進
- ② 健診時の遊びの提供
- ③ 子育てサークル活動への支援

2) 地域の教育力の向上

- ① 地域活動推進用機材の貸出
- ② 学校施設の開放
- ③ スポーツ大会等の開催
- ④ ジュニアリーダーの育成
- ⑤ 小・中学校 PTA 連合会・連絡協議会の開催
- ⑥ 体育協会活動の充実
- ⑦ 地域活動への支援

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、各分野の連携を深め、環境づくりに努めます。

- ① 子どもや保護者に対する教育・啓発の推進
- ② 企業等への有害環境改善の働きかけの推進
- ③ 環境浄化活動の促進

(5) 子どもの権利づくりの推進

子どもの人権の尊重と子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

- ① 子どもの権利条約に関する啓発普及の促進
- ② 子どもの声を生かしたまちづくりの推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な住宅と居住環境の確保

適正な土地利用や秩序ある建築の誘導を行うとともに、耐震対策やバリアフリー住宅を促進することにより、子育てがしやすい居住環境の形成をめざします。

- ① 居住環境の整備

(2) 豊かなまちづくりの推進等

子どもや家族等が安全・安心に通行することができる環境の整備や安全・安心な公園や公共施設等のバリアフリー化等に努めます。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、犯罪等の防止に配慮したまちづくりや公共施設整備、住宅

整備等の環境設計に努めます。

1) 安全な道路交通環境の整備

- ① 地域道路の整備と幅の広い歩道の整備
- ② 都市計画道路の整備
- ③ 交通安全施設の整備

2) 安心して外出できる環境の整備

- ① 子育て世帯にやさしい公共施設等の整備
- ② 子育て世帯への情報提供

3) 安全・安心なまちづくりの推進等

- ① 公園の安全確保
- ② 道路の安全確保
- ③ 街灯設置の促進

5. 仕事と家庭の両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等について、社会全体の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

また、「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

- ① 男女の働き方の意識の是正

- ② 就業条件・環境の整備

- ③ ハローワーク等関係機関との連携

(2) 仕事と子育ての両立の推進

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに働き続けられる環境整備の推進に努めます。

- ① 民間保育サービスの活用
- ② 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進

6. 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全確保の活動の推進

子どもを交通事故から守るため、学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

- ① 交通安全教育の推進
- ② チャイルドシートの正しい使用の徹底

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、自主防犯活動の促進と関係機関との連携強化を図ります。

- ① 自主防犯活動の促進
- ② 関係機関・団体との情報交換
- ③ パトロール活動の推進
- ④ 防犯講習の実施
- ⑤ 「子ども 110 番」等防犯ボランティア活動の支援

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の確立に努めます。

- ① 虐待防止対策連絡協議会の設置
- ② 虐待の発生予防
- ③ 虐待の早期発見・早期対応
- ④ 虐待に関する相談体制の充実

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策に努めます。

- ① 就業機会の拡充
- ② ひとり親家庭等の自立、就業支援
- ③ 児童扶養手当の支給
- ④ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(3) 障がい児施策の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、療育体制の強化や、障がい児や保護者を支援する体制の強化に努めます。

- ① 障がい児への経済的支援
- ② 障害児介護給付及び通所支援、計画相談支援事業
- ③ 乳幼児の発達支援及び広汎性発達障がい児への対応
- ④ 日常生活の支援
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 障がい児の生活支援ネットワーク化の推進
- ⑦ 自立支援医療（育成医療）給付事業の実施

目標事業量の設定

子ども・子育て支援事業及び次世代育成支援対策地域行動計画に盛り込む施策及び目標設定に当っては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示した目標の設定が望ましいとされています。

本計画における保育サービスの定量的目標設定は、国勢調査及び住民基本台帳の人口データを用いて推計した将来推計人口と、「長生村子育て支援ニーズ調査」結果を基に、「推計ニーズ算出のためのワークシート」（厚生労働省配布）を用いて推計ニーズ量を算出したものをベースに、過去（平成22年から5か年程度）の利用実績や保育サービス等の供給基盤や財政基盤状況等を踏まえて総合的に勘案されています。

No.	国指定の13事業	単位	実績見込	推 計				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	箇所	2	2	2	2	2	2
⑤	地域子育て支援拠点事業	組回/年	1,004	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075
②	延長保育事業（実人数）	人/月	55	62	61	60	59	58
⑥	一時預かり事業	保育所 人日/年	800	750	750	750	750	750
④	子育て短期支援事業	人日/年						
⑪	乳児家庭全戸訪問事業	人/年	76	80	80	79	77	76
⑦	病児保育事業	人日/年	260	300	300	300	300	300
③	学童保育 （放課後児童健全育成事業）	低学年 人/月	103	120	115	100	100	100
		高学年 人/月	18	25	25	30	30	30
⑬	妊婦健康診査	人/年	1,120	1,120	1,106	1,078	1,064	1,036
⑧	ファミリー・サポート・センター事業 （学童一時預かり事業）	小学生 人日/月						
		小学生 人日/年		240	240	240	240	240
⑫	養育支援訪問事業	人/年						

※ 上表の番号は、施策の体系の「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」に示した国の事業番号。

計画の推進

1. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進状況の点検

各施策の推進状況については、毎年実施状況を把握し、点検を行い、事業の優先度を調整し、今後の取り組みに生かしていきます。また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 計画の推進状況の公表

各施策の推進状況に関する毎年度の点検状況を、住民に対し、広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

長生村子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行年月：平成27年3月

発行・編集：長生村役場 健康推進課 所在地：〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1-77
 電話：0475-32-2111（代表） ファクス：0475-32-6802 E-mail：cho-hoken@vill.chosei.chiba.jp